

平成30年度不正防止計画



帯広畜産大学

平成30年度不正防止計画

帯広畜産大学

1. 関係者の意識向上に関する事項

不正発生要因	起こりうる事態等	不正防止計画の具体的内容	担当部署
【1-1】研究不正の問題は、大学全体、更には広く研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすものであることを研究者に認識させていない。	【1-1】研究不正の重大さを認識していない研究者が、研究現場の都合を優先して、安易に研究費の不正使用や研究活動の不正行為をしてしまうおそれがある。	【1-1-1】不正防止対策の理解や意識を高めるため、研修会を実施し、不正防止対策や、研究活動に携わる者の行動指針などの理解促進に努める。研修会は対象者が全員出席できるよう複数回開催することとし、出席しない研究者には競争的資金等の申請・使用を認めないこととする。また、研修会終了時に参加者から誓約書を徴取し、意識向上に努める。	総務課 経理課 研究支援課
		【1-1-2】研究者倫理に関する知識を定着させるため、研究者を対象に研究倫理教育を実施する。研究倫理教育を受講していない研究者には競争的資金等の申請・使用を認めないこととする。	総務課 研究支援課
		【1-1-3】研究費に関する規程や行動指針の認知度を把握するため、研究活動に関する調査を実施し、調査結果を学内に周知のうえ、更なる改善に努める。	総務課
【1-2】研究費の適正な執行を確保しつつ効率的な研究遂行を支援する立場にあると事務職員が認識しておらず、必要な情報収集や研究現場への適切な説明が行われていない。	【1-2】事務職員が研究現場の要望や実態を理解しない、または、使用ルール等を丁寧に説明しないことなどにより、研究現場の課題や研究者の不満が解消されず、研究費を不正に使用してしまうおそれがある。	【1-2-1】文部科学省等が開催する研究費に関する説明会等に積極的に担当職員を参加させ、不正防止意識の向上や研究費使用ルールの適正な把握に努める。	経理課 研究支援課
		【1-2-2】相談窓口担当者は、個人の判断で即答せずに、研究現場の実態を把握のうえ課内で相談して組織的に回答することを徹底しているが、今後もこれを継続し、適切な対応に努める。	経理課 研究支援課
		【1-2-3】研究活動に関する調査において研究者から寄せられた意見・要望等について直接面談し、制度の理解促進と研究現場の実態を把握した適切な対応に努める。	総務課 経理課 研究支援課

不正発生要因	起こりうる事態等	不正防止計画の具体的内容	担当部署
【1-3】研究費不正防止の取組が最高管理責任者(学長)に適切に報告されていないため、全体を把握できず適切な指示が行われていない。	【1-3】必要な情報を最高管理責任者に伝えず、適切な指示を行うことができないため、研究費不正使用の発生リスクが解消されないおそれがある。	【1-3-1】本不正防止計画の進捗状況や内部監査の結果等は、最高管理責任者に報告のうえ、その指示のもと適切な対策を講じる。	総務課 監査室

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項

不正発生要因	起こりうる事態等	不正防止計画の具体的内容	担当部署
【2-1】研究不正に関する通報窓口の存在を知らない、または、対応に不安を持っている。	【2-1】通報事案を認識しても、通報先がわからない、または、自身の不利益を危惧し、通報を躊躇するおそれがある。	【2-1-1】研修会や研究活動に関する調査において、通報窓口の存在や通報者保護に関する制度の更なる周知と認知度向上に努める。また、通報窓口対応マニュアルにより担当者に業務の理解を促し、適切な対応に努める。通報しやすい環境を整備するため、学外通報窓口の存在の周知に努める。	総務課
【2-2】研究費に関する相談窓口の存在を知らない、または、対応に不信感を持っている。	【2-2】相談事案があっても、相談先がわからない、または、適切に対応してくれないと考え、相談窓口が活用されず、研究者の誤った制度理解や研究現場の課題が改善されないことにより、研究費を不正に使用してしまうおそれがある。	【2-2-1】研究費に関する相談窓口について、ホームページ掲載情報を適切に更新するとともに、研修会や研究活動に関する調査において、更なる周知と活用促進を促す。	総務課 経理課 研究支援課
		【2-2-2】相談窓口担当者は、個人の判断で即答せず、研究現場の実態を把握のうえ課内で相談して組織的に回答することを徹底しているが、今後もこれを継続し、適切な対応に努める。〔1-2-2と同じ〕	経理課 研究支援課
【2-3】研究費の使用に関するルールや責任範囲等を研究者に適切に周知しておらず、また、その理解度や現場の実態を把握していない。	【2-3】研究費の使用に関するルールや責任範囲等に関し、研究者の誤った理解や研究現場の課題が改善されないことにより、研究費を不正に使用してしまうおそれがある。	【2-3-1】研修会において、前年度の調査結果等を踏まえた研究費使用ルールの理解促進に努める。	経理課 研究支援課
		【2-3-2】相談対応や研究活動に関する調査結果等をもとに、マニュアル、Q&Aの更なる充実に努め、研修会での周知や、HPの活用促進に努める。	経理課 研究支援課
		【2-3-3】研究費の使用ルール等の理解度を把握するため、研究活動に関する調査を実施し、調査結果を学内に周知するとともに、研究者から寄せられた意見・要望等について直接面談し、研究現場の実態を把握した適切な対応に努める。	総務課 経理課 研究支援課

3. 不正発生要因の把握に関する事項

不正発生要因	起こりうる事態等	不正防止計画の具体的内容	担当部署
【3-1】研究現場の要望や実態について、研究者と事務職員が問題意識を共有していない。	【3-1】研究現場の要望や課題を事務職員が把握しておらず、当該課題や研究者の不満が解消されないことにより、研究費を不正に使用してしまうおそれがある。	【3-1-1】相談窓口担当者は、個人の判断で即答せずに、研究現場の実態を把握のうえ課内で相談して組織的に回答することを徹底しているが、今後もこれを継続し、適切な対応に努める。〔1-2-2と同じ〕	経理課 研究支援課
		【3-1-2】研究活動に関する調査において研究者から寄せられた意見・要望等について直接面談し、研究現場の実態を把握した適切な対応に努める。〔1-2-3と同じ〕	総務課 経理課 研究支援課
【3-2】本学において不正の起こりうる具体的な要因や背景を抽出し、体系的に整理(評価及び優先順位付)されていない。	【3-2】不正の起こりうる要因や背景への対策について、優先度を考慮した迅速な組織的対応を行っていないため、研究費不正使用の重大な発生リスクが速やかに解消されないおそれがある。	【3-2-1】研究活動に関する調査結果や個別の面談結果等をもとにリスクマップ見直しの必要性について検討する。	総務課
【3-3】研究費の執行状況を定期的に把握しておらず、執行計画と乖離している場合にその要因の調査分析が行われていない。	【3-3】研究費の執行状況が計画と乖離している要因を事務職員が把握していないことにより、研究費不正使用の発生リスクが解消されないおそれがある。	【3-3-1】競争的資金等について研究者に四半期毎の執行計画を提出させ、計画的な執行を促すとともに、定期的に執行状況を確認し、計画と大きく異なる場合は、理由を確認し、研究現場の実態を把握した適切な対応と、研究費の効率的な執行促進に努める。	研究支援課
【3-4】個々の調達状況について、定期的に検証を行っておらず、異常な取引の有無を把握していない。	【3-4】異常と思われる取引の有無を定期的に検証していないことにより、研究費の不正使用を未然に防止、または、速やかに発見できないおそれがある。	【3-4-1】財務会計システムを活用して異常と思われる取引の有無を定期的に検証し、疑わしい取引が確認された場合は、直ちに研究者に確認するなど必要な調査分析を行う。	経理課
		【3-4-2】監査室における内部監査において、取引業者に本学との取引に関する帳簿の提出を依頼し、検証作業を行う。	監査室

4. 不正防止対策に関する事項

不正発生要因	起こりうる事態等	不正防止計画の具体的内容	担当部署
<p>【4-1】研究費に関する調査において把握した課題や、発注、検収等に関して寄せられた様々な改善要望等に適切に対応しておらず、対応状況の検証もされていない。</p>	<p>【4-1】調査で把握した研究現場の課題や要望に対し、事務職員が適切に対応しておらず、当該課題や研究者の不満が解消されないことにより、研究費を不正に使用してしまうおそれがある。</p>	<p>【4-1-1】研究活動に関する調査で把握した課題や要望等について適切な対策を講じるとともに、Q&A として整理のうえ、ホームページへの掲載や研修会での周知により理解促進に努める。また、重要な事項については、研究活動に関する調査において、研究現場における改善効果を確認のうえ、必要に応じて更なる改善に努める。</p>	<p>総務課 経理課 研究支援課</p>
<p>【4-2】コンプライアンス室と監査室で24年度末に作成した「研究費の使用に関する本学におけるリスクマップ」を踏まえた適切な対策が講じられていない。</p>	<p>【4-2】リスクマップにおいてリスクが高いと認識した課題に適切に対応していないことにより、リスクが減少せず研究費の不正使用が発生してしまうおそれがある。</p>	<p>【4-2-1】リスクマップにおいて、影響度と発生可能性の合計が4以上の事項について、適切な対策を講じるとともに、研究活動に関する調査において、改善効果を調査のうえ、必要に応じて更なる改善に努める。特に、合計を5とした「発注手続要望不適切対応」については、研究者の要望等を踏まえた適切な対応と、丁寧な説明に努める。</p>	<p>総務課 経理課 研究支援課</p>
<p>【4-3】本不正防止計画に基づく不正防止対策が適切に実施されていない。</p>	<p>【4-3】本計画を適切に実施していないことにより、リスクが減少せず研究費の不正使用が発生してしまうおそれがある。</p>	<p>【4-3-1】コンプライアンス室において、不正防止計画に示した進捗状況を10月と1月に調査のうえ戦略会議に報告し、最高管理責任者の指示のもと適切な実施を促す。</p>	<p>総務課</p>

5. 研究費のモニタリングに関する事項

不正発生要因	起こりうる事態等	不正防止計画の具体的内容	担当部署
【5-1】研究費の執行に関する財務課、研究支援課のモニタリングが適切に行われず、異常と思われる取引や執行計画との乖離について把握されていない。	【5-1】担当部署のモニタリングによる研究者への確認が適切に行われないことで、不正使用の未然防止に繋がらず、研究費不正使用の発生リスクが解消されないおそれがある。	【5-1-1】競争的資金等について四半期毎の執行計画を提出させ、計画的な執行を促すとともに、定期的に執行状況を確認し、計画と大きく異なる場合は、研究者に理由を確認し、研究現場の実態を把握した適切な対応と、研究費の効率的な執行促進に努める。〔3-3-1と同じ〕 【5-1-2】財務会計システムを活用して異常と思われる取引の有無を定期的に検証し、疑わしい取引が確認された場合は、直ちに研究者に確認するなど必要な調査分析を行う。〔3-4-1と同じ〕	研究支援課 経理課
【5-2】研究費の執行に関するコンプライアンス室のモニタリング結果や監査室による内部監査で判明した問題点が適切に報告・共有されておらず、最高管理責任者の指示のもとで対応策が組織的に実施されていない。	【5-2】モニタリング結果等に係る対応が最高管理責任者のもとで組織的に実施されないことにより、適切な対策が講じられず、判明した問題点が解消されないおそれがある。	【5-2-1】本不正防止計画の進捗状況や内部監査の結果等は、最高管理責任者に報告のうえ、その指示のもと適切な対策を講じる。〔1-3-1と同じ〕	総務課 監査室
【5-3】内部監査計画の立案に当たり、不正使用が発生するリスク要因について適切に抽出・評価していない。	【5-3】リスク要因の抽出・評価を適切に行っていないため、効果的な監査が行われず、重要度の高いリスクがいつまでも解消されないおそれがある。	【5-3-1】不正防止計画推進部署であるコンプライアンス室と監査室が各々のモニタリング結果を共有しながら、リスクマップを検証し、その結果をもとに今年度の監査計画や次年度の不正防止計画を策定する。また、不正の起こりやすい事項についてリスクアプローチ監査を実施する。	総務課 監査室